## ものづくり革新総合支援事業 審査要領

(審査会の目的)

第1条 この要領は、ものづくり革新総合支援事業採択審査委員会(以下「審査会」という。) が、審査会設置要領第2条の規定に基づく審査を適正かつ公正に行うために必要な事項を 定めることを目的とする。

#### (審査方法及び審査項目)

- 第2条 審査は、ものづくり革新総合支援事業実施要領第6条の規定により提出された事業 計画書等及び審査会におけるプレゼンテーションの内容に対して、次の各号の審査項目毎 に評価及び採点を行う。
  - (1) 事業目的・内容の妥当性

事業計画の内容が、市場動向や申請者の経営資源等の分析に基づき、適切かつ妥当なものであるかを評価する。

(2) 事業の新規性・革新性

業種や地域での普及程度を勘案し、事業計画の内容が新規性・革新性の高い取組であるかを評価する。

(3) 実現可能性

ビジネスとして実現性・継続性が高く、申請者において実行が可能であり、かつ、 目標の指標が妥当なものであるかを評価する。

(4) 地域経済への波及効果

申請者の取組が、地域経済への波及効果をもたらすものであるかを評価する。

(5)賃金水準向上への寄与

事業計画に取組むことにより、申請者における給与支給総額が相当程度向上することが見込まれるかを評価する。

- 2 前項の審査は、業種の特性を考慮して実施することとする。
- 3 第1項の審査において、委員の意見が分かれたときは、委員の過半をもって決定する。 また、委員の賛否が同数の場合は、委員長の裁定をもって決定するものとする。

(採点について)

- 第3条 前条第1項(1)から(4)の各審査項目の採点にあたっては、別表1により5段 階で評価し、これに同表で定める傾斜倍率を乗じて点数とする。
- 2 前条第1項(5)については、別表2により採点を行い、これに同表で定める傾斜倍率 を乗じて点数とする。

(審査における加点)

第4条 別表3に該当する場合は、同表に定める点数を、第2条第1項における評価及び採

点とは別に、5点を上限として加点する。

# (意見)

- 第5条 第2条第1項の審査の際、審査項目ごとに評価の根拠となった意見や今後の事業化の参考とすべき意見を、必要に応じて審査票に記載するものとする。
- 2 前項の意見及び第2条第1項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて判定内容に審査 会の意見を付すことができる。

#### 附則

- この要領は、令和4年5月18日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

評価	評価基準	審査項目	傾斜倍率
5	たいへんよい	第2(1)事業目的・内容の妥当性	1
4	よい	第2(2)事業の新規性・革新性	2
3 2	適当である やや問題がある	第2(3) 実現可能性	2
1	不適	第2(4)地域経済への波及効果	2

## 別表2 (第3条第2項関係)

評価	評価基準
5	給与支給総額の向上に積極的である
4	給与支給総額の向上にやや積極的である
3	給与支給総額の向上に取り組んでいる
2	給与支給総額の向上にやや消極的である
1	給与支給総額の向上に消極的である

|--|

※評価にあたっては、付加価値額を構成する諸要素(給与支給総額、人件費、 減価償却費及び営業利益)の推移のほか、申請者の財務体質や創業の時期等 を総合的に勘案して評価を行う。

#### ※給与支給総額

…役員又は従業員に支払われる給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)の合計額をいう。給与所得とされない手当(退職手当等)や法定福利費、福利厚生費は含まない。

#### ※人件費

…①販売費及び一般管理費に含まれる人件費(役員報酬、給料手当、法定福利費、福利厚生費、賞与及び賞与引当金、退職金及び退職給与引当金、雑給等)、②製造原価に含まれる労務費、③派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用の合計額をいう。

### ※付加価値額

…人件費、減価償却費及び営業利益の合計額をいう。

# 別表3 (第3条関係)

加点要件	加点数	
1. 女性活躍推進法に関して		
(1) 一般事業主行動計画を策定し、県に届け出ている	1	
(2)「えるぼしチャレンジ企業」として県から認定を受けている	1	
(3)「えるぼし認定」を受けている	2	
2. 次世代育成支援対策推進法に関して		
(1) 一般事業主行動計画を策定し、県に届け出ている	1	
(2)「くるみん認定」を受けている	2	
3. 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている	2	
4. 新規学卒者の初任給水準の向上に取り組んでいる	1	
5. 秋田県SDGsパートナーとして登録を受けている	1	
6.「パートナーシップ構築宣言」を作成し、ポータルサイトにおいて登録・公	1	
表している		
7. 国、県等の補助金を活用した研究開発の成果を展開している	2	